

令和2年3月25日

各報道機関 様

教育委員会事務局学校教育課長

新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開等について

令和2年3月24日に文部科学省から「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」が示され、学校再開においては、日常において3つの条件が同時に重なる場（①換気の悪い密閉空間 ②多くの人々が密集している ③近距離での会話や発声が行われる）を徹底的に回避し、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期して新学期を始める準備を行うよう通知されました。

つきましては、現在、亀山市は感染状況が確認されていない地域であることも鑑み、感染症対策に万全を期し、4月6日（月）から学校教育活動を再開することとします。

なお、再開にあたっては下記のとおりとします。

記

1. 学校再開日（始業式）

4月6日（月）から学校を再開し、通常どおりの授業とする。（チェックリストをクリアする。）

2. 入学式・入園式

小学校 4月7日（火）10時 または 10時30分～

中学校 4月7日（火）13時30分～

幼稚園 4月8日（水）10時～

※来賓参加を見合わせるなど時間短縮に努める。

3. その他の学校行事等

- ・集会活動等の実施は見合わせる。
- ・中学校の部活動は通常通り実施する（練習試合や対外試合は、当面見合わせる）。
- ・中学校の修学旅行は延期とする（実施時期や行き先は検討中）。

4. 学校教育外の活動

換気の徹底やマスクの着用など感染症対策を徹底したうえで、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、スポーツ少年団、子ども会の活動などは通常どおり実施する。

5. その他

裏面のことについて、各家庭での協力をお願いする。

今後、感染拡大等、様々な状況が想定されますことから、状況の変化により、対応に変更が生じる場合もあります。

事務担当：学校教育課学事教職員グループ 高宮

0595-84-5075

新型コロナウイルス感染症対策において ご家庭でご協力いただきたいこと

- (1) 手洗いや咳エチケット（マスクの着用）等、健康管理や感染症対策の徹底を継続してください。
- (2) 家庭での毎朝の検温及び風邪症状の確認を「健康観察票」に記入の上、子どもに持たせてください。
※発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅での休養となります。（出席停止扱いとします。）
- (3) 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけてください。
- (4) 児童生徒等の感染が判明した場合、又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、必ず学校まで連絡してください。（児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の出席停止とします。）
- (5) 医療的ケアを要するお子様は、必要に応じて主治医や学校医との相談のうえ、登校の判断をしてください。また、特別な支援を要する幼児・児童生徒等、必要があれば学校へ相談してください。
- (6) 新型コロナウイルス感染において偏見や差別が生じないように、学校でも十分指導しますが、ご家庭でも人権面に配慮した適切な声掛けをしてください。
- (7) 規模の大小を問わず、外出の際は以下の「3つの条件が同時に重なる場」へ参加することを自粛してください。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 換気の悪い密閉空間② 人が密集している③ 近距離での会話や発声が行われる |
|--|